

磐田市告示第312号

磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

磐田市長 草地博昭

磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、将来の農地の受け手となる新規就農者の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援するとともに、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械及び施設の導入に係る取組を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国実施要綱、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国実施要綱で使用する用語の例による。

(交付要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国実施要綱別記2の第5のⅠの1又はⅡの1に掲げる交付対象者の要件に該当すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(交付対象者事業計画の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者又は法人は、国実施要綱別記2第6の1に規定する就農・経営継承計画等又は初期投資促進事業計画等（以下「交付対象者事業計画」という。）を作成し、市長にその承認を申請しなければならない。

(交付対象者事業計画の承認)

第6条 市長は、前条の規定による承認申請があったときは、交付対象者事業計画の内容について審査し、実施要綱別記2第9の2(3)により静岡県の承認を受けた市の世代交代・初期投資促進事業計画に基づくものと認められる場合は、交付対象者事業計画を承認し、交付対象者事業計画承認通知書（様式第1号）を申請者に通知するものとする。

（交付対象者事業計画の変更）

第7条 前2条の規定は、交付対象者事業計画を変更する場合に準用する。

（交付申請）

第8条 第6条の承認を受けた者は、国実施要綱別記2第6の3に規定する交付申請書を作成し、市長に補助金の交付を申請する。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときはこれを審査し、適当と認めた場合は、交付額決定通知書（様式第2号）を当該申請者（以下「交付対象者」という。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第10条 事業の着手は、前条の交付決定に基づき行うものとする。ただし、交付決定前に着手する場合は、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出するものとし、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。

2 交付対象者は、事業に着手したときは、速やかにその旨を着手届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

（変更の承認申請）

第11条 補助事業の変更の承認申請の提出書類は、変更承認申請書（様式第5号）によるものとする。

（変更決定の通知）

第12条 市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告の届出）

第13条 交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を完了したときは、国実施要綱別記2第6の4に規定する実績報告兼助成金支払請求書を作成し、市長が別に定める日までに報告するものとする。

(就農状況の報告等)

第14条 交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）について、国実施要綱別記2第6の5(1)の規定する就農状況報告を市長に提出するものとする。

2 交付対象者は、国実施要綱別記2第6の5(2)の規定に基づき、交付対象者事業計画に定めた交付期間内に氏名、居住地等を変更した場合は、変更後1月以内に住所等変更届を市長に提出するものとする。ただし、国実施要綱別記1第6の2(6)イ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の2(6)イの規定による住所等変更届（国要綱別記2別紙様式第5号）を提出している場合は、この限りでない。

3 交付対象者は、国実施要綱別記2第6の5(3)の規定に基づき、実績報告後に就農する場合は、就農後1月以内に就農届（国要綱別記2別紙様式第6号）を市長に提出するものとする。ただし、国実施要綱別記1第6の1(7)エ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の1(7)エの報告を提出した場合は、この限りでない。

(交付確定の通知)

第15条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(整備した機械、施設等の管理運営等)

第16条 交付対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械、施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難になった場合は、その旨を速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 整備した機械、施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。
- (3) 耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定しなければならない。
- (4) 機械、施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かなければならない。
- (5) 機械、施設等の管理状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を作成し、整備及び保存しなければならない。
- (6) 前号で作成した管理運営日誌、利用簿等は、各年度に一度、市長へ提出しなければならない。

ならない。

- (7) 第3号で設定した処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなくてはならない。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (10) 整備した機械、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- (11) 整備した機械、施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械、施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(概算払の申請)

第17条 概算払の申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払申請書(様式第8号)
- (2) 資金計画書(様式第9号)

(概算払の請求手続)

第18条 概算払の請求手続の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払請求書(様式第10号)
- (2) 資金状況報告書(様式第9号)

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第19条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付対象者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明ら

かでない場合は、この限りでない。

(2) 交付対象者は、第13条に規定する実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して提出するものとする。

(3) 交付対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、規則第14条に定める場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においても、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定をした対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

No.	補助事業	補助対象経費	交付額（上限額）
1	国実施要綱別記2の第5のIの2(1)及び(2)の事業	国実施要綱別記2の第5のIの2(1)及び(2)の取組に必要な経費	900万円 ※ 補助対象経費の2分の1以内
2	国実施要綱別記2の第5のIの2(3)の事業	国実施要綱別記2の第5のIの2(3)の取組に必要な経費	900万円 ※ 補助対象経費の4分の3以内
3	国実施要綱別記2の第5のIIの2の事業	国実施要綱別記2の第5のIIの2の取組に必要な経費	(1) 750万円 (2) 国実施要綱別記1の経営開始支援資金又は新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）に規定する経営開始資金の交付対象者の場合 375万円 (3) 夫婦（以下「対象夫婦」という。）で農業経営を開始し、国実施要綱別記2の第5のIIの3(2)を満たす場合 ① 経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合 562万5,000円 ② 経営開始支援資金又は経

			<p>営開始資金の交付を受けない場合 1, 125万円</p> <p>(4) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合</p> <p>次の①又は②に(2)又は(3)に規定する額を合算した額又は2, 000万円のいずれか低い額。ただし、事業実施年度の前年度より前に経営を開始している農業者が当該法人の役員に存在する場合は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>① 経営開始支援資金又は営開始資金の交付を受ける場合 375万円</p> <p>※ 対象夫婦を含む場合 562万5, 000円</p> <p>② 経営開始支援資金又は営開始資金の交付を受けない場合 750万円</p> <p>※ 対象夫婦を含む場合 1, 125万円</p> <p>※ 補助対象経費の4分の3以内</p>
--	--	--	---

様式第1号（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



交付対象者事業計画（変更）承認通知書

年 月 日付で（変更）申請のあった交付対象者事業計画については、磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金交付要綱第8条（第9条）の規定に基づく審査の結果、承認したので通知します。

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



世代交代・初期投資促進事業費補助金交付額決定通知書

年 月 日付で申請のあった磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金について、磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金 円

条 件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 市税を滞納していないこと。
- 5 補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 6 磐田市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

世代交代・初期投資促進事業費補助金交付決定前着手届

交付対象者事業計画に基づく別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容				着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	事業費	うち国費	うち県費			

添付資料

交付対象者事業計画（写し）

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

世代交代・初期投資促進事業着手届

交付対象者事業計画に基づく補助事業について、下記のとおり着手しましたので届け
出ます。

記

整備内容 (機械、施設名等)	
事業費 (円)	
着手場所	
契約年月日	
完成予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

世代交代・初期投資促進事業費補助金の変更承認申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称


年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金について、下記のとおり事業の変更を申請します。

記

- 1 事業の計画変更の理由
- 2 計画変更の内容

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長 

世代交代・初期投資促進事業費補助金の交付額変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金について、下記のとおり事業の変更を承認したので通知します。

記

1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更承認申請書記載のとおりとする。

2 変更に係る補助金の額は、次のとおりとする。

前回までの交付決定額 円

今回変更増減額 円

変更交付決定額 円

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長



世代交代・初期投資促進事業交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった実績報告について、磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

金 円

様式第8号（第17条関係）

世代交代・初期投資促進事業費補助金の概算払申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐
田市世代交代・初期投資促進事業の補助金について、下記のとおり概算払を申請します。

記

- 1 概算払申請額 円
- 2 概算払の理由
- 3 概算払の時期

様式第9号（第17条、第18条関係）

世代交代・初期投資促進事業費補助金の資金計画書（資金状況報告書）

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様式第10号（第18条関係）

概算払請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
磐田市世代交代・初期投資促進事業の補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

口座振込先金融機関名

口座種別 No.

口座名義

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
磐田市世代交代・初期投資促進事業費補助金について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

（注） 参考となる資料を添付すること。